平成２４年（フ）第１５９号
富山市向新庄町３丁目３番27―102号　アルエ松田Ａ棟
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
富山市田畠303番地56
債務者　出町　考幸
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８４号
富山市新根塚町２丁目11番地３、前住所富山市二口町１丁目12番地６　セレーノ205号
債務者　岡崎　昌也
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９３号
富山県中新川郡立山町浦田530番地
債務者　川瀬真智子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９４号
富山市本郷町13番地　富山高専仰岳寮
債務者　細川　泰裕
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
富山市八尾町小長谷5918番地48
債務者　川端　政雄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９６号
富山市八尾町小長谷5918番地48
債務者　川端　眞澄
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
富山市草島509番地の３、住民票上の住所富山市草島235番地111
債務者　釣﨑　清子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８９号
沖縄県島尻郡南風原町字新川260番地　沖縄県立精和病院内、住民票上の住所沖縄県名護市東江１丁目24番14―１号
債務者　崎間　麻里（旧姓山入端）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１９２号
広島県神石郡神石高原町桑木1147番地３
債務者　松田　祐卓
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７８１号
神戸市兵庫区上三条町２番２―602号、従前の住所神戸市東灘区住吉宮町６丁目16番19―701号
債務者　楫野　幸治
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６４号
大分県別府市千代町12番５号　梶田アパート103号
債務者　磯野　清次
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６５２号
名古屋市中川区露橋２丁目３番24号　露橋ロイヤルハイツ６Ｍ号
債務者　仲野　幸博
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８２号
山口県周南市大字須々万本郷367番地の22、前住所山口県周南市羽島３丁目17番35号
債務者　磯辺　光夫
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８３号
山口県周南市大字須々万本郷367番地の22、前住所山口県周南市羽島３丁目17番35号
債務者　磯辺　文枝
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８５号
青森県上北郡おいらせ町青葉１丁目50番地1510　山本借家
債務者　木津　　亮
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
青森地方裁判所十和田支部